

## ○岡山市高齢者福祉給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者のうち、国民年金制度上、老齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかつた在日外国人及び帰国者等に対し、高齢者福祉給付金（以下「給付金」という。）を支給し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 老齢基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金たる給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する年金たる給付をいう。

(2) 公的年金 老齢基礎年金等、その他厚生年金保険、各種共済年金組合、恩給、労働者災害補償保険等の公的年金制度から支給される年金たる給付及び海外の公的年金制度から支給される年金たる給付をいう。

(3) 永住許可 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条の規定による法務大臣の許可をいう。

(4) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までに規定する者をいう。

(5) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による登録をいう。（第6号に該当する者を除く。）

(6) 外国人住民登録 廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による登録を受け、現に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による登録を受けている者をいう。

(7) 年金受給資格期間 昭和60年改正法第1条の規定による改正前の国民年金法第26条、第76条、第77条の2及び第78条第1項に規定する期間をいう。

### (受給資格者)

第3条 給付金の受給資格者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公的年金の給付を受けていないと市長が認定した者とする。

(1) 大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で外国人住民登録を行っている者で、現在岡山市に外国人住民登録を行っている者のうち、永住許可を受けているもの又は特別永住者であるもの

(2) 明治44年(1911年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で外国人住民登録を行っていた者のうち、満70歳に達した日においては日本国籍を取得しておらず、その後において日本国籍を取得したもので、現在岡山市に住民登録を行っているもの

(3) 明治44年(1911年)4月2日以降大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で外国人住民登録を行っていた者のうち、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得し、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもので、現在岡山市に住民登録を行っているもの

(4) 明治44年(1911年)4月2日以降大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本へ帰国した者のうち、年金受給資格期間を制度上満たすことができないもので、現在岡山市に住民登録を行っているもの

(認定の申請)

第4条 前条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、支給申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、当該各号に規定する書類により証明すべき事実について、公簿等により確認できるときは、市長は当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票(写しでも可)

(2) 前条第2号又は第3号に該当する者として申請を行う者については、国籍取得時の戸籍謄本

(3) 前条第4号に該当するものとして申請を行う者については、海外渡航時のパスポートの写し、又は海外渡航を示す戸籍の附票

(4) 第8条第1項第1号に規定する、本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が確認できる書類

(5) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項に規定する申請が、1月分から7月分の給付金の支給に係るものであるときは、同項第4号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

(認定の通知等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、これを審査し、支給を決定したときは支給決定通知書(様式第2号)により、不支給を決定したときは不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(給付金の額)

第6条 給付金の額は、1人につき月額10,000円とする。

(給付金の支給対象期間等)

第7条 給付金は、受給資格者が第4条に規定する申請を行った日の属する月の翌月分から第11条の規定により受給資格を喪失した日の属する月分までを支給する。

2 給付金は、原則として8月、12月及び翌年4月にそれぞれ前月までの4か月分を口座振込の方法により支給する。ただし、支給月に支給すべき給付金を支給できなかった場合又は受給資格を喪失した場合については、この限りでない。

(支給の停止)

第8条 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間の月分の給付金の支給を停止する。

(1) 本人、配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該受給資格者の生計を維持するもの(以下「扶養義務者」という。)の前年の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、所定の額を超える場合 その年の8月から翌年の7月までの期間(前々年の所得が所定の額を超える場合にあっては、その年の1月から7月までの期間)

(2) 岡山市重度障害者特別給付金の受給資格者である場合 その受給期間

(3) 他の自治体から第1条に掲げる目的又は前号に掲げる給付金と同様の趣旨の給

付金を受けている場合 当該受給期間

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合 当該保護が開始された日の属する月の翌月から、当該保護が廃止された日の属する月までの期間

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める養護老人ホームに入所措置されている場合又は養護委託されている場合 入所措置又は養護委託された日の属する月の翌月から、施設退所の日又は養護委託を解除された日の属する月までの期間

2 前項第1号に規定する所定の額は、本人においては、旧国民年金法施行令第6条の4第1項に定める額を、配偶者及び扶養義務者においては同令第5条の4第2項に定める額を、それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えた額とする。

3 第1項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定を準用する。

4 市長は、第1項に定めるもののほか、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給を停止することができる。

(1) 正当な理由がなく、第14条の規定による届出をしないとき。

(2) 第16条の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、給付金の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(支給停止等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給を停止するときは、支給停止通知書（様式第4号）により、また支給停止を解除するときは、支給停止解除通知書（様式第5号）により、当該受給資格者に通知するものとする。

(停止解除の申出)

第10条 受給資格者は、第8条第1項第2号から第5号までに規定する事由に該当しなくなった場合は、変更・喪失届（様式第6号）により給付金の支給停止の解除を市長に申し出ることができる。この場合においては、市長は速やかにこれを確認するものとする。

(受給資格の喪失)

第11条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日に受給資格を喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 岡山市外に転出したとき。
- (3) 永住許可を喪失したとき又は特別永住者でなくなったとき。
- (4) 公的年金を受給することとなったとき。

(喪失の通知)

第12条 市長は、受給資格者が前条の規定により受給資格を喪失したときは受給資格喪失通知書（様式第7号）により当該受給資格者又は配偶者若しくは扶養義務者に通知するものとする。

(未支給給付金の申請等)

第13条 受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金でまだ支給していないもの（以下「未支給給付金」という。）があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で未支給給付金の支給を申請することができる。

- 2 未支給給付金を受けべき者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給給付金を受けべき同順位者が2人以上あるときは、その1人が行った申請は、同順位者を代表してその全額について行ったものとみなし、その1人に対して行った支給は、同順位者全員に対して行ったものとみなす。
- 4 未支給給付金の支給を受けようとする者は、未支給給付金支給申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する申請があつたときは、これを審査し、支給を決定したときは未支給給付金支給決定通知書（様式第9号）により、不支給を決定したときは未支給給付金不支給決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

(届出)

第14条 受給資格者は、毎年7月1日から7月31日までの間にその年の7月1日現在の状況について、現況届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 受給資格者は、毎年7月1日から7月31日までの間に本人、配偶者及び扶養義務者

の前年の所得について証明できる書類を市長に提出しなければならない。ただし、本市において前年の所得が確認できる場合はこの限りでない。

3 受給資格者又は受給資格者と生計を同じくしている者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに、変更・喪失届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第11条の規定により受給資格を喪失したとき。
- (2) 受給資格者の住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 配偶者又は扶養義務者に変動があったとき。
- (4) 生活保護の受給に変更があったとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、給付金の支給要件に係る事由に変更があったとき。

第15条 市長は、前条に規定する変更・喪失届の提出がない場合においても、公簿等により当該受給資格者に係る変更又は喪失の事実が確認されたときは、所定の処理をすることができる。

（譲渡及び担保の禁止）

第16条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（給付金の返還）

第17条 市長は、給付金の支給後、受給資格者又は受給資格者であった者が第8条に規定する支給停止又は第11条に規定する受給資格の喪失要件に該当していたことを確認し、支給の決定を取り消した場合は、給付金返還通知書（様式第12号）により、当該給付金を受給した者に対して、すでに支給した給付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（その他）

第18条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 廃止前の岡山市高齢者福祉給付金支給要綱（平成9年市告示第266号）によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。